



内閣府

令和6年6月21日  
国際平和協力本部事務局

## 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

標記については、本日（21日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 趣旨

我が国は、平成23年11月から、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）に司令部要員として自衛官を派遣しています。現在、陸上自衛官6名が、首都ジュバにおいて、人事・教育訓練、兵站、情報、施設、航空運用の各業務に関する企画・調整等を実施しています（なお、平成24年1月から平成29年5月まで陸上自衛隊の施設部隊を派遣しました。）。

UNMISは、現在、我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOであり、国連による平和のための努力への関与を継続する観点から、要員派遣は重要です。

本日の閣議において、上記の意義等を踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、以下のとおり派遣期間を1年間延長することが決定されました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、本日、国会に報告いたします。

#### 2. 変更内容

##### ○派遣期間の延長

- ・ 現行実施計画の派遣期間：令和6年6月30日まで
- ・ 延長後の派遣期間：令和7年6月30日まで